

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社ヒロセ
大分県大分市大字玉沢689-3

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 7 年 9 月 4 日～令和 8 年 1 月 3 日（4ヵ月）
九州区域(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

3 指名停止理由

株式会社ヒロセの代表取締役及び取締役が、大分市が令和6年5月に行った除草業務委託の指名競争入札をめぐり、元大分市議会議員から複数案件の予定価格を聞いた上で入札に参加したとして、令和7年5月23日に公契約関係競売入札妨害の容疑で大分県警察に逮捕され、うち代表取締役が令和7年6月13日に大分地方検察庁に起訴された(取締役は不起訴)。
このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象区域
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 当該区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内